

学校いじめ防止基本方針

川越市立高階西小学校
(令和8年7月21日改訂)

目 次

I	いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
1	いじめの防止等に関する基本理念	
2	基本理念を踏まえた具体的な対策の方針	
3	いじめの定義	
II	いじめの防止等のための組織体制	3
1	校内生徒指導委員会（いじめ問題対応）の設置	
2	校内いじめ問題対策委員会の設置	
III	いじめの防止等の施策	3
1	学校としての取組	
2	関係機関との連携	
3	その他	
IV	学校におけるいじめの防止等のための対策	4
1	学校いじめ防止基本方針の策定	
2	いじめの防止等のための組織の設置	
3	いじめの未然防止に関する指針	
4	いじめの早期発見に関する指針	
5	いじめの対応に関する指針	
6	いじめの解消に関する指針	
7	保護者・地域との連携	
8	学校評価による取組の検証	
9	その他の留意事項	
V	重大事態への対処	11
1	学校による調査	
VI	いじめ防止年間計画（別添）	

I いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの防止等に関する基本理念

平成24年10月、川越市議会において、「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱として据えること、「家庭でも話し合い、教職員、児童、保護者、地域全体の共通認識とするよう努めること」「いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化すること」が示されたこれに基づいて、高階西小学校では、いじめ問題の根絶に向け取り組み、全ての子どもたちが明るく、楽しい学校生活を送るための基本理念を3つ掲げる。

いじめの防止等に関する基本理念

- (1) 全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する。
- (2) 「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての児童において、いじめをしない心を育てる。
- (3) 学校、家庭、地域、関係機関は、いじめを受けている児童を守ることを共通認識し、連携していじめの根絶に努める。

2 基本理念を踏まえた具体的な対策の方針

いじめを防止するためには、子どもたちに、「いじめをしない心を育てる」とともに、大人がいじめを見逃さない環境を整え、社会全体がいじめをさせない、許さない姿勢で取り組む必要がある。そこで、いじめの防止等に関する基本理念を踏まえ、具体的な対策に関する方針を示す。

基本理念(1)に係る対策の方針

- ① 児童からのいじめのサインを見逃さないようにする。
- ② いじめが発生した場合には、迅速に組織で対応し、いじめを受けている児童を絶対に守り通すとともに、いじめをしている児童には、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

基本理念(2)に係る対策の方針

- ① 日常的にいじめの問題について触れ、児童に「いじめを絶対に許さない心」を育てる。
- ② いじめの問題に対し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをする。

基本理念(3)に係る対策の方針

- ① 学校、家庭、地域、関係機関が、いじめ問題についての情報を共有するとともに、連携していじめの防止及び早期解決に努める。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

（国の基本方針より）

上記のように、いじめには多様な様態がある。そのため、いじめを認知するには、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなど多くの情報を集めるとともに、特定の教員のみがいじめの認知を行うのではなく、様々な情報を基に組織で行う必要がある。そこで、次の4つを、いじめを認知する際の方針とする。

いじめを認知する際の方針

- (1) 個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめを受けている児童の立場に立って行う。また、いじめの認知については、複数の教職員による組織（校内生徒指導委員会やいじめ問題対策委員会等）をもって行う。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめを受けている児童の中には、自分がいじめを受けているという自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの事実確認においては、当該児童の保護者と連携して対応する。また、地域からもいじめの問題に関する情報を積極的に収集する。

Ⅱ いじめの防止等のための組織体制

1 校内生徒指導委員会（いじめ問題対応）の設置

校内におけるいじめ問題に関する施策の推進や、対応策・解決策について協議する。
構成メンバーは、校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、学年主任、担任で組織する。

2 校内いじめ問題対策委員会の設置

校内における重大事態発生の際、学校における調査が困難な場合に協議する機関である。

構成メンバーは、校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーで組織する。

Ⅲ いじめの防止等の施策

1 学校としての取組

いじめの未然防止と早期発見・早期解決に向けた取組を推進する。

(1) 児童の取組

- ・代表委員会による「いじめ0運動」の呼びかけ
- ・あいさつ運動の実施
- ・異年齢集団（なかよしグループ）による活動

(2) 児童への取組

- ・学校生活に関するアンケート（年2回）及びいじめアンケート（年3回）の実施
- ・情報モラル（ネット、ラインいじめ）教室の実施
- ・毎日一人一声言葉かけ

(3) 保護者への取組

- ・いじめアンケート（年1回）の実施
- ・教育相談日の設定
- ・電話等による「ありがとうコール」
- ・いじめ発見チェックリストの活用

(4) 教職員の取組

- ・いじめの対応に関する研修会・ケース会議の実施
- ・学力向上策の推進
- ・高階西中スクールカウンセラー、さわやか相談員、スクールソーシャルワーカーとの連携

2 関係機関との連携

いじめの状況に応じて、関係機関との連携・調整を図り、迅速な解決と未然防止を図る。

(1) 警察との連携

- ・川越警察署との日常的な連携
- ・学校警察連絡協議会での情報の共有
- ・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課等との連携による保護者への啓発

(2) 川越市との連携

- ・川越市こども家庭課との日常的な連携
- ・川越児童相談所との日常的な連携

3 その他

(1) P D C A サイクルによるいじめの防止等の取組の検証

- ・学校評価等において、いじめに係る評価項目を位置づけ、教員の自己評価や関係者評価を通して、いじめの防止等に取り組を検証し、改善が図られるようにする。

(2) 学校と家庭・地域や関係機関等との連携推進の促進

- ・ネットワーク連絡会等（学校評議員会や学校が地域関係者とともに生徒指導上の諸問題について情報共有や行動連携を図る）を通して、学校と地域、関係機関等との連携の推進を図る。
- ・子どもサポート事業等を通して、学校・家庭・地域の連携を強め、三者が協働してできることを検討し、実現に向けた積極的な取組を展開する。
- ・川越市子ども会育成団体連絡協議会が主催する体験活動等を通して、異年齢集団による人間関係の中で、豊かな心を育む。

IV 学校におけるいじめの防止等のための対策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法第13条の規定を踏まえ、国の基本方針、埼玉県基本方針及び川越市基本方針を参考に、学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

(1) 学校基本方針を定める意義

- ①学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。

- ②いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの抑止につながる。
- ③いじめをしている児童への成長支援の観点を学校基本方針に位置づけることにより、いじめをしている児童への支援につながる。

2 いじめの防止等のための組織の設置

いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等に関する措置を実効的に行うために、組織的な対応を行う際の中核となる常設の組織として「学校いじめ対策委員会」を置く。

構成メンバーは、校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導正副主任、学年主任、養護教諭、学級担任、（必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、学校医、学校評議員、自治会長、PTA会長及び後援会長、民生・児童委員や保護者）から組織する。

学校いじめ対策委員会の具体的な役割は、次の通りである。

- (1)いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- (2)学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- (3)いじめの相談・通報の窓口
- (4)いじめに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- (5)いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開催するなどし、情報の迅速な共有及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- (6)いじめを受けている児童に対する支援やいじめをしている児童に対する児童の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- (7)重大事態発生の際の調査機関

3 いじめの未然防止に関する指針

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、学校は、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- (1)日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成することを通して、いじめに対して傍観者となることなく、積極的に解決しようとする児童生徒の育成を図る。
- (2)自他の生命の尊重について、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等のあらゆる機会において、継続的・計画的な指導を充実させ、暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る。

- (3) 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめとは何かについて考えたものを、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなど、児童と教職員がいじめについての認識を共有する。
- (4) 道徳教育や言語環境の整備等を含めた人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。また、児童が主体的に自ら成長することを促すための社会性や人間関係スキルを高める意図的・計画的な指導を充実させる。
- (5) いじめが発生する背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとして関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたいわかる授業、楽しい授業づくりを実現し、基礎学力の定着を図るとともに、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。
- (6) 一人ひとりの児童の個性等への理解を深め、児童が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、一人ひとりが活躍できることを進める。
- (7) 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を通して、いじめに正面から向き合い、主体的にいじめの防止を訴える取組を推進する。
- (8) 学習面及びいじめ対応を含めた生徒指導面の両面における、9年間を見とおした指導体制の充実を図るため、小中連携を一層推進する。

4 いじめの早期発見に関する指針

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 日常的な児童相互の人間関係の把握に努める。特に、遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、いじめをはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものと捉え、学校全体で情報を共有し、早期に対応する。
- (2) 定期的にアンケート調査や教育相談を実施する等、児童及び保護者が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (3) 生活ノートや個人面談、家庭訪問の機会を通し、日頃から児童の様子や行動に気を配る。
- (4) 家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して児童を守る。
- (5) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (6) パスワード付きサイトや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したいじめについては、発見が難しいため、児童の変化を見逃さず、教育相談等により、いじめの実態を掴む。

5 いじめの対応に関する指針

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに、速やかに学校いじめ対策委員会に報告し、組織として、いじめであるか否かを判断する。その際、いじめを受けている児童を守り通すとともに、毅然とした態度で指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応に当たる。

- ・いじめを受けている児童の立場に立って、いじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。いじめをした児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、この場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策委員会へ報告することは必要になる。
- ・特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けていると思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」の規定に違反し得ることに十分留意する。
- ・いじめに係る情報や対応の経緯等については、児童ごとに全て記録し、情報の共有化を図る。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ④ 発見・通報を受けた教職員は、直ちに学校いじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。
- ⑤ 学校いじめ対策委員会で協議し、関係児童から事情を聴き取る等、学校基本方針に沿って組織的に対応する。いじめであるか否かについて収集した情報を基に組織的に判断する。
- ⑥ 校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、いじめを受けている児童およびいじめをしている児童の保護者に連絡する。
- ⑦ 指導が困難な際、または児童の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめを受けている児童およびその保護者への支援

- ① いじめを受けている児童から、事実関係の聴き取りを行う。家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。

- ② 状況に応じて見守りを行うなど、いじめを受けている児童の安全を確保する。
- ③ いじめを受けている児童に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ④ 状況に応じて、いじめをしている児童を別室で指導する。
- ⑤ 必要に応じて、いじめを受けている児童の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
- ⑥ 解決したと思われる場合も含め、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。また、必要に応じて、長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭との緊密な連絡など、定期的な状況把握や見届けを行う。

(3) いじめをしている児童への指導及びその保護者への助言

- ① いじめをしている児童から、事実関係の聴き取りを行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じてさわやか相談員やスクールカウンセラーなどの協力を得て、組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する対応をとる。
- ② 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ③ いじめをしている児童への指導の際、いじめは基本的人権を侵害するものであるとの認識の下、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④ いじめをしている児童に対する成長支援の観点から、当該児童が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の形成に配慮する。
- ⑤ 個々の状況に応じた指導や警察との連携による対応も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ② 誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③ 児童が、集団の一員として、互いを尊重し認めあう人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ① 計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている児童に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ② インターネット上の不適切な書き込み等については、書き込み等の拡散の被害を避けるため、直ちに削除する対応をとる。
- ③ 必要に応じて、法務局、警察署と連携して対応する。

- ④ ネットパトロールによって得られた情報から、インターネット上のいじめやトラブルの早期発見に努める。
- ⑤ インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ⑥ パスワード付きサイトや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したいじめについては、発見しにくいいため、情報モラル教育を推進するとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

6 いじめの解消に関する指針

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の滋養も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることを確認する。

- ・ 相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・ いじめの行為の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。
- ・ 相当の期間が経過するまでは、複数の教職員が関係に児童の様子を含め、いじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることについて、いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

「解消している」と判断した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、関係児童の人間関係等について、日常的に注意深く見守る必要がある。

7 保護者・地域との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた家庭。地域の取組を支援する。

(1) 相談窓口の周知

- ・ 相談窓口広報リーフレット等の配布による、相談窓口の周知

- ・スクールカウンセラーやさわやか相談員による相談活動の積極的な活用を図るための児童及び保護者への周知（相談日の案内等）

(2) 情報モラルの啓発

- ・家庭教育学級や川越市 PTA 連合会の研修会等における情報モラルの啓発（埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課等との連携）
- ・情報化、情報モラルに係る研修会への保護者の参加

(3) いじめの未然防止の広報啓発

- ・いじめの未然防止のためのスローガン等による、いじめの未然防止の啓発
- ・入学説明会等の機会を活用した、就学前の幼児の保護者に対するいじめの未然防止に係る啓発（学校基本方針の周知等）

(4) 学校基本方針や学校のいじめに対する取組の周知

- ・学校評議員会やネットワーク連絡協議会等において、学校が抱えるいじめに係る状況や課題、学校基本方針に基づくいじめへの対応等について、共有することにより、地域ぐるみでいじめに対応する仕組みづくりの推進を図る。
- ・学校基本方針については、学校のホームページに掲載するとともに、その他の方法により、保護者や地域住民に積極的に周知を図る。また、年度初めに児童、保護者、関係機関等に説明する。

8 学校評価による取組の検証

問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組む。取組状況等の検証については、学校いじめ対策委員会が行う。

9 その他の留意事項

(1) 校内研修の充実

いじめ防止年間計画に基づき、全ての教職員が法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、教職員のカウンセリング能力等の向上やいじめへの対応をはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修の充実を図る。

(2) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務の効率化を図る。

V 重大事態への対処

1 学校による調査

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、いじめにより、児童に次のような重大な被害等が生じた疑いがあると認める場合とする。

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 相当の期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされた場合
- ⑥ その他校長や教育委員会が認めるもの

- ・児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の日数に関わらず、学校、教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。
- ・児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- ・児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報であることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ発生を報告する。その際、調査の主体が学校になるのか対策委員会になるのかを確認する。

(3) 重大事態の調査について

- ① 教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査を行うための組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、重大事態が起きてから急遽調査組織を立ち上げることは困難である点に留意し、平素から迅速な調査の実施に備える。
- ② 調査組織の構成は、学校が主体で調査を実施する場合には、学校いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質上、必要に応じて適切な専門家を加える。当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係、特別の利害関係を有する構成員が含まれる場合には、除いて調査に当たる等配慮し、当該調査の公平性・中立性を確保する。

- ③ いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。

(4) いじめを受けている児童からの聴き取りが可能な場合

- ① 事実関係に確認とともに、いじめをしている児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ② いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

(5) いじめを受けている児童からの聴き取りが不可能な場合

- ① 当該児童の入院や死亡など、直接聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、その上で調査を行う。
- ② 調査方法としては、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査が考えられる。

※自殺の背景調査における注意事項

「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(H23.3 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考にする。

(6) 調査結果の提供

- ① 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。
- ② いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど)について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で経過報告も行う。
- ③ 情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。いたずらに個人情報を盾に説明を怠るようなことはしない。
- ④ アンケート調査については、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
- ⑤ 調査を行う際、教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(7) 調査結果の報告

- ① 調査結果については、教育委員会に報告する。(いじめ問題重大事態調査報告書)
- ② 説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(8) 留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

「いじめ防止年間計画」

川越市立高階西小学校

月	活動計画	活動内容	めあて
4	・学年引き継ぎ会議 ・生徒指導研修 ・保護者会	・学校の指導方針の周知徹底 ・いじめ防止に対する学校の方針説明	○学校におけるいじめ防止対応の確認
5	・いじめ対策委員会 ・校内研修 ・PTA総会 ・運動会 ・あいさつ運動 通年 (代表委員会の取組)	・児童個々の情報交換と対応の検討 ・学校の情報提供 ・運動会を通して、協力、思いやりを 養う	○教職員の資質向上
6	・アンケート調査 ・人権月間での取組 ・小中授業交流会	・いじめに関する児童実態把握 ・授業における人権意識の高揚を図る ・いじめ未然防止、早期発見 ・いじめ問題に関する情報共有	○いじめのない学校づくり
7	・保護者会 ・生徒指導研修	・情報提供 ・1学期の取組について	○1学期の取組の反省
8	・民生児童委員との話し合い ・小中合同研修会 ・校内研修	・地域での実態把握及び情報提供、意見交換 ・いじめ防止への取組 ・事例研修によるいじめ初期対応	○地域・校種間の連携
9	・個人面談 ・生徒指導研修	・夏休み後の児童実態把握 ・いじめ未然防止、早期発見 ・いじめ問題への対応検討	○夏休み後の児童実態把握
10	・アンケート調査 ・各種行事	・いじめに関する児童実態把握 ・学年、学級での取組	○自主的及び協力的な取組
11	・あいさつ運動及びいじめ撲滅キャンペーン (代表委員会の取組) ・授業公開	・いじめ防止への児童の意識高揚 ・人権に視点をあてた授業の実施	○児童自身によるいじめのない学校づくり
12	・校内研修	・2学期の取組について	○2学期の取組の反省

1	・教育相談週間 ・小中授業交流会 ・ありがとうキャンペーン (代表委員会の取組)	・冬休み後の児童実態把握 ・いじめ問題に関する情報共有	○小中間の情報提供
2	・アンケート調査 ・保護者会	・いじめに関する児童実態把握 ・情報提供	○家庭との連携
3	・学級編制会議 ・生徒指導研修	・人間関係を重視した学級編制 ・年間を通しての反省と次年度への取組	○次年度への取組